

事 務 連 絡  
平成 21 年 8 月 3 日

各 地 方 整 備 局 企 画 部  
技 術 管 理 課 長 殿  
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部  
技 術 管 理 課 長 補 佐 殿  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部  
技 術 管 理 課 長 殿

大臣官房技術調査課  
工事監視官

施工プロセスを通じた検査における既済部分検査の実施について

既済部分検査関係については、別紙1のとおり通知したところであるが、既済部分検査の更なる効率的な実施を図るため、「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)」を別紙2のとおり定めたので通知する。

## 施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)のポイント

### 1. 検査による現場への影響(机上における既済部分検査の実施)

(平成18年4月3日「既済部分検査技術基準について」(技術調査課長))

「既済部分検査技術基準(案)・同解説」によれば、「検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準(案)に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。」とあり、「施工プロセスを通じた検査」により、必要な確認が可能な場合、机上による既済部分検査の実施は可能である。

### 2. 変更手続きの簡素化(当該変更工事量を対象とした出来高の確認)

(平成18年4月3日「出来高部分払方式の実施について」(地方課長・技術調査課長))

「出来高部分払の対象は、工事請負契約書第37条第1項により行うものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは、元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するものとする。なお、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分を部分払の対象とすることはできない。」とあり、変更する内容によって、変更契約なしで既済部分検査の実施は可能である。

### 3. 資料の簡素化(「施工プロセスを通じた検査」の活用)

(平成19年10月22日「施工プロセスを通じた検査の試行について」(地方課長・技術調査課長))

「「既済部分検査技術基準」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と設計図書との対比を行わなくても、品質検査員がとりまとめたチェックリストの記録内容に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととして差し支えない。」とあり、「施工プロセスを通じた検査」により、検査資料の簡素化は可能である。

## 施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領(案)に関する通知等

- ・ 公共工事の代価の中間前金及び既済部分払等の簡素化・迅速化の促進について（平成10年11月27日付け建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）の制定について（平成18年4月3日付け国官技第1-3号）
- ・ 既済部分検査技術基準（案）・同解説について（平成18年10月10日付け事務連絡）
- ・ 出来高部分払方式の実施について（平成18年4月3日付け国地契第1-2号、国官技第1-2号）
- ・ 部分払における出来高取扱方法（案）について（平成18年4月3日付け事務連絡）
- ・ 施工プロセスを通じた検査の試行について（平成19年10月22日付け国地契第44号、国官技第190号、平成20年10月22日付け国地契第44号、国官技第190号）
- ・ 「施工プロセスを通じた検査の試行について」の一部改正について（平成20年9月22日付け国地契第26号、国官技第111号）

## 施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領（案）

### I 目的

この「施工プロセスを通じた検査における既済部分検査実施要領（案）」（以下「本要領」という。）は、施工プロセスを通じた検査を効率的に活用することにより、既済部分検査の簡素化を図り、出来高部分払が迅速かつ適切に実施されることを目指すものである。

### II 既済部分検査の簡素化

#### 1. 検査の実施

検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準（案）に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。

既済部分検査技術基準（案）第2条

#### 2. 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

既済部分検査技術基準（案）・同解説（4）、3）

#### 3. 中間技術検査の活用

中間技術検査を実施積みの工事目的物の部分については、既済部分検査結果と見なすことができる。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について2. (1)

#### 4. 既済部分検査時の清掃・片付け等

検査等には、現場の清掃、片付け等の実施を請負者に求めない。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について2. (3)

#### 5. 既済部分検査時の書類等

検査時の工事写真はネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わない。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について2. (4)

#### 6. 既存資料による確認

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、野帳・メモなど現場で作成した既存資料で必要な事項が確認できる場合、それらを用いて検査することができる。（出来高部分払い方式適用工事の検査の場合）

既済部分検査技術基準（案）・同解説 4）

7. 検査資料の代替え

検査の対象資料のうち完成写真について、検査当日は目視により代替えし、後日とすることができる。

また、コンクリートの品質確認が必要であるとき、4週強度検査結果が出ていない場合には、1週強度結果から4週強度試験結果を推定して検査を行える。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について2. (5)

8. 検査時の準備資料

検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めない。

公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について2. (6)

III 施工プロセスを通じた検査における既済部分検査資料の簡素化

※ 以下の通り検査書類が簡素化できる工事は、「施工プロセスを通じた検査」の試行工事である。それ以外の既済部分検査は、通常の既済部分検査技術基準（案）に基づく資料を準備する。

既済部分検査技術基準（案）に基づく検査の内容		検査資料の簡素化
検査の種類	検査資料	
<b>【工事実施状況の検査】</b> ・ 契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録と対比し、基準に基づき実施。 1) 契約書等の履行状況 ・ 指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況。 ・ 関係書類：契約書、仕様書 2) 工事施工状況 ・ 施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況。 ・ 関係書類：施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	・ 契約図書 ・ 契約関係書類  ・ 施工計画書 ・ 工事履行報告書 ・ 工事打合せ簿 ・ 段階確認 ・ 工事記録写真	・ 契約時の書類 ・ 出来形内訳書、請求書  } 「施工プロセスを通じた検査」資料で対応
<b>【出来形の検査】</b> ・ 位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比して、工種ごとに高さ、延長などを基準に基づき実施。	・ 出来形管理関係 ・ 工事写真	・ 工事出来高報告書及び出来高図で対応 ・ 「施工プロセスを通じた検査」資料で対応
<b>【品質の検査】</b> ・ 品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、工種毎、種別毎に基準に基づき実施。	・ 材料確認願 ・ 品質管理関係資料	} 「施工プロセスを通じた検査」資料で対応

IV 既済部分検査体制の簡素化

1. 検査の立会者

既済部分検査の立会者は、原則として現場代理人とする。

2. 現場作業の継続

既済部分検査中も現場の施工を中止することなく実施することを原則とする。